

○独立行政法人国立科学博物館短時間勤務外部資金有期雇用 職員就業規程

平成21年4月1日
館長裁定

最終改正
平成26年3月28日
館長決裁

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）に勤務する非常勤職員のうち、短時間勤務外部資金有期雇用職員の就業に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義及び名称)

第2条 この規程において短時間勤務外部資金有期雇用職員とは、期間を定めた労働契約により1週間の所定勤務時間を30時間を超えない範囲内に定められて科学研究費補助金及び受託研究経費等の外部資金（以下「外部資金」という。）により雇用され、特定のプロジェクト等の業務に従事する職員をいう。

2 この規程を適用する短時間勤務外部資金有期雇用職員の名称は、従事する業務の内容に応じて、次の各号に掲げる名称を用いる。

- 一 事務補佐員 事務に関する業務を補佐する。
- 二 技術補佐員 技術に関する業務を補佐する。
- 三 技能補佐員 技能に関する業務を補佐する。
- 四 労務補佐員 労務に関する業務を補佐する。
- 五 支援研究員 独立行政法人国立科学博物館政府関係補助金の研究に係る研究支援者取扱要項に規定する業務に従事する。

3 前項の業務以外の業務に従事する者については、その業務に則した名称を付す。

(採用)

第3条 短時間勤務外部資金有期雇用職員の採用は、選考により行う。

(雇用期間)

第4条 短時間勤務外部資金有期雇用職員は、採用日の属する事業年度を超えない範囲内で雇用期間を定め、採用するものとする。

2 前項の場合において、業務遂行上必要があると認めるときは、本人の勤務実績及び科学博物館の経営状況等を勘案して、一事業年度を超えない範囲で雇用期間を定め、雇用を更新することがあるものとする。ただし、通算雇用期間は5年を超えないものとする。

3 前2項において、同一の特定プロジェクトが5年を超えて継続する場合は、同一の特定プロジェクトの期間の継続する範囲内で雇用期間を定め、雇用を更新することがあるものとする。ただし、この場合における通算雇用期間は10年を超えないものとする。

4 事業年度の途中において第5条に定める雇用上限年齢に達する短時間勤務外部資金有

期雇用職員の雇用期間については、前項の規定にかかわらず、当該事業年度を超えないものとする。

(雇用上限期間)

第5条 短時間勤務外部資金有期雇用職員の雇用の上限年齢は、満65歳とする。ただし、事務補佐員については、満60歳とする。

- 2 前条及び前項の規定にかかわらず、最初の採用時に満60歳（事務補佐員以外の者については満65歳）以上の者については、採用日の属する年度の末日までを雇用上限期間とし、更新はしないものとする。
- 3 前2項の規定は、他の規程等において別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

(法令その他関係規程等との関係)

第6条 短時間勤務外部資金有期雇用職員の就業に関しては、この規程に定めるもののほか、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令及び関係規則の定めるところによる。

- 2 短時間勤務外部資金有期雇用職員には、独立行政法人国立科学博物館短時間勤務有期雇用職員就業規程第7条から第67条までの規定を準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日に独立行政法人国立科学博物館非常勤職員就業規程に基づく時間雇用職員として在職し、施行日に短時間勤務外部資金有期雇用職員に継続雇用される者（以下「継続雇用者」）への第4条第2項の規程の適用にあたっては、同項の雇用期間に施行日前の雇用期間を含むものとする。
- 3 継続雇用者の年次有給休暇の取扱については、独立行政法人国立科学博物館短時間勤務有期雇用職員就業規程附則第3項の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。